

令和5年4月28日
校長 相賀 直

令和5年度 東京都立府中けやきの森学園 学校経営計画 － 肢体不自由教育部門 [A部門] －

本校に通う児童・生徒たちが、生涯にわたり豊かな人生を送ることは、私たちの強い願いです。そのことから本校では、児童・生徒たちのQOL（クオリティ オブ ライフ「生活の質」）の向上に着目し、そのために必要な教育内容・方法の改善に努めてきました。この基本方針は、今後も変わることなく、在学中はもちろん、卒業後の児童・生徒たちのQOLを向上させるための指導・支援を充実させることを目指してまいります。

併せて、児童・生徒たちが生きていく社会は、安全で安心できる環境であることを望みます。しかしながら現在、社会が複雑化することにより、児童・生徒たちがこれまでになかった事故に巻き込まれる可能性があったり、新型コロナウイルス感染症等の影響により、その健康が脅かされる可能性があったりするなど、安全・安心を確保していくためには看過できない様々な問題が存在します。

今後、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、感染症対策についての見直しが行われるほか、文部科学省においても、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）等の改正が予定されています。したがって、今年度の学校経営計画においては、生徒たちのQOLの向上に重点を置くとともに、安全・安心を確保していくためには看過できない問題に対する危機管理に特化した経営目標を定めます。そして、その達成に向けた経営努力を積み重ねてまいります。

1 目指す学校

○教育目標の達成を通して、児童・生徒のQOL（quality of life：「生活の質」）を向上させる学校
○児童・生徒を様々な危機から守るための安全・安心な学校

(1) 学校の教育目標

児童・生徒を一人格として尊重しながら、障害の特性等に応じた専門的な教育を充実させ、豊かな人間性や社会性を育み、自立し社会参加できる児童・生徒を育成する。そのために、次に掲げる目標の達成に努める。

- ①健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養う。
- ②自ら学び、自ら考え、主体的に行動しようとする意欲や態度を養う。
- ③学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立するために必要な知識、技能及び態度を養う。
- ④豊かな情操と道徳心を培い、多様な人々が共に生きる社会の一員としての資質を養う。
- ⑤個性の確立に努めるとともに、進んで自立・社会参加する意欲や態度を養う。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

【小学部】

- ①児童の健康状態について、養護教諭や看護師と情報を共有し、連携して指導にあたることで、児童の健康の維持・改善を図る。
- ②保護者や外部専門員、関係諸機関との連携・協力を進め、児童の基本的な生活習慣を育み、QOLの向上のための指導の充実を図る。

- ③児童の障害の状態や発達段階を的確に把握し、生活年齢を意識した体験を通して、好きなことや得意なことを見出すように学習活動を工夫する。
- ④考える力を育むため、一貫性・系統性のある指導により言語概念等の形成を的確に図り、思考力、判断力、表現力等の育成に努める。
- ⑤児童の身体の動きや認知の特性、各教科の習得状況に応じ、意欲を引き出す学びの実践に努める。
- ⑥多様な専門職種と連携・協働し、児童の全人的発達を促し、それぞれの能力を最大限伸ばすよう教材教具の工夫を図る。
- ⑦日常生活や学習活動において生じるつまづきや困難を軽減したり解消したりするために、自立活動の指導内容の充実を図る。
- ⑧児童一人一人の主體的な学習意欲を引き出し、学力を向上させるため、適切な補助具や補助的手段、一人1台のタブレット端末等 ICT 機器を有効に活用し、学習効果を高める工夫を図る。
- ⑨自分を大切にする、他者を思いやる、役割を果たすなどの基礎を学習する人権教育を組織的・計画的に進める。
- ⑩豊かな心を育み、お互いを理解したり支え合ったりする力を高めるため、全校行事や副籍制度、交流及び共同学習の充実を図る。
- ⑪学習指導要領の3観点に基づく評価規準を作成し、年間指導計画、個別指導計画、週ごとの指導計画において指導と評価の一体化を図り、育成すべき資質・能力の定着・活用、主体的に学習に向かう態度を養う。
- ⑫一人一人の力を最大限に伸ばすために、個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を保護者と連携して作成し活用する。
- ⑬自己の生き方を考えられるよう、自ら考えて決める経験を積み、自己肯定感を育み、自立に向けて必要となる資質・能力の基盤を身に付ける一貫したキャリア教育を推進する。

【中学部】

- ①生徒の健康の保持・増進に努めるとともに、発達段階に応じた生活習慣を育むため、養護教諭や看護師と連携した指導の充実を図る。
- ②心身ともに大きく成長を遂げる思春期において、自分の心や身体を見つめ、自己を知り意欲的に生活していく力を付け、QOLの向上に努める。
- ③様々な体験や経験を通じて好きなことや得意なことを増やし、生活の中で活かせるよう、学習活動の工夫に努める。
- ④個々の実態に応じた支援機器・教材教具の開発及び適切な活用を進め、生徒一人一人の学習意欲を引き出すとともに、個々の興味・関心を大切に学習の充実に努める。
- ⑤体験的な学習活動を通じ、生徒一人一人が主体的に判断し、行動できる力を育む。
- ⑥多様な専門職種の特別支援学校外部専門員（理学療法士、作業療法士など）と連携・協働し、生徒の障害の状態や発達段階の的確な把握に努め指導方法の工夫を行う。
- ⑦自立活動の時間における指導と各教科等における指導との密接な関連を保ち、指導形態及び教材教具の工夫を図る。
- ⑧学習上又は生活上の困難さを補うため、一人1台のタブレット端末等 ICT 機器や補助具等を有効に活用し、指導の充実に努める。
- ⑨一人一人の生徒が一人の人間として大切にされ、また、他者を思いやることができる人権教育を組織的・計画的に進め、自分の大切さとともに他者の大切さを認める人権感覚を醸成する。

- ⑩学校間交流や副籍制度を利用した交流及び共同学習の更なる充実と連携を図り、地域とのつながりを大切にした学習活動を工夫し、共に活動する力、人と関わる力を伸ばしていく。
- ⑪学習指導要領の3観点に基づく評価規準を作成し、年間指導計画、個別指導計画、週ごとの指導計画において指導と評価の一体化を図り、育成すべき資質・能力の定着・活用、主体的に学習に向かう態度を養う。
- ⑫生徒一人一人の障害の状態や発達段階等の的確な把握を基に、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画を保護者と連携して作成し、個に応じた指導の充実に努める。
- ⑬地域や社会とのつながりを知ることを通じて卒業後の生活について意識させ、自らの進路希望について具体的に考える機会を設定するなど、キャリア教育を推進する。

【高等部】

- ①養護教諭や看護師との連携を強化し、発達段階に応じた健康管理や衛生管理、社会生活に必要な生活習慣の確立を図る。
- ②社会生活において心身共に安定して過ごせるようにするため、学校行事や進路学習等とおして、環境の変化に対応できる力を育む。
- ③自分の考えを表現する力を伸ばし新たな創造性を育み、自らQOLの向上の視点を生活の中に取り入れるよう指導していく。
- ④生徒の学習意欲を高め主体的な学習を引き出すため、生徒一人一人の理解や学習の進度に応じた支援機器・教材教具の充実に努める。
- ⑤生徒一人一人の進路希望に即した指導を行うため、特別支援学校外部専門員と連携・協働を図り、専門的かつ一貫した指導を行う。
- ⑥生徒一人一人の実態の的確な把握に基づいて課題を明確にし、自立活動の時間における指導と各教科での指導に密接な関連をもちながら指導内容を設定する。
- ⑦一人1台タブレット端末等 ICT 機器を有効に活用し、生徒一人一人のもつ力を最大限に伸ばせるような指導の充実に努める。
- ⑧多様な人々が共に生きる社会の一員としての資質を養うため、人権教育を組織的・計画的に進め、豊かな人権感覚の醸成を図る。
- ⑨他者への共感や思いやりの心を育て、誰もが支え合う共生社会の実現を図るため、学校間交流や地域と連携した学習活動を積極的に推進していく。
- ⑩生徒が自らできることを増やし定着を図るとともに、生徒の自己理解を深め、必要に応じて適切に周囲に支援を求める力を育成する。
- ⑪学習指導要領の3観点に基づく評価規準を作成し、年間指導計画、個別指導計画、週ごとの指導計画において指導と評価の一体化を図り、育成すべき資質・能力の定着・活用、主体的に学習に向かう態度を養う。
- ⑫学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画を保護者と連携して作成し、個に応じた指導の充実に努めるとともに、卒業後の生活への移行をスムーズにするための支援を適切に行う。
- ⑬社会資源を自ら主体的に活用できる力の育成を目指し、地域や社会の人的・物的資源の積極的な活用を進め、社会とのつながりを深めていくキャリア教育の充実に努める。

2 中期的目標とその達成に向けた方策

本校がこれまでに培った特別支援教育における専門性等に基づき、令和5年度末時点で次の目標を達成することができるよう学校経営を行います。

(1) 令和5年度末の到達目標：「中期経営目標（両教育部門共通）」

【学校評価アンケートにおける評価結果】

- ・学校の教育目標の達成 → 肯定的評価：80%以上
- ・QOL（生活の質）の高まり → 肯定的評価：80%以上
- ・安全で安心な学校の実現 → 肯定的評価：80%以上

(2) 「中期経営目標（両教育部門共通）」を達成するための方策

- ・経営目標の明確化と共有
 - ・経営目標の達成に向けた研究活動の充実
 - ・教育効果を高める環境整備の徹底
 - ・健康と安全に係る教育（支援）の充実
- 経営資源の集中

3 今年度における取組目標とその達成に向けた具体的方策

(1) 経営目標の明確化と共有（根拠及び価値観を共有する）

【数値目標】 学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価80%以上

①学校経営計画と教育活動の関係性の整理

☞ 学校経営計画に学校の教育目標を達成するための基本方針を記載し、関係者間で共通理解を図ります。

②東京型教育モデルに基づく教育の充実

☞ 「児童・生徒が自分らしく成長していくための学び」を充実させます。

東京型
教育
モデル

○何のために学ぶのか、学んだことがどう役立つのかが分かるように学習します。

○一人一人に合った進め方で学習します。

・意欲を引き出す「学び」

・社会全体に支えられた「学び」

・ICTを活用した「学び」

3つを組み合わせることで学習を進めます。

③学校経営方針の周知徹底

☞ 広報活動（学校だより、ホームページ等）を充実させ、学校経営方針の周知を図ります。

(2) 経営目標の達成に向けた研究活動の充実

【数値目標】 学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価80%以上

①QOL（生活の質）の視点に基づく研究活動の導入

☞ 教育目標の達成を通してQOLの向上を目指すための研究活動を推進します。

②教育目標を達成するための授業改善の実施

☞ 質の高い授業提供に向け創意工夫を加えた研究授業、教材制作に取り組み、相互研さんします。

③研究活動の成果に基づく教育課程の改善

☞ 今年度の研究成果に基づき、次年度の教育課程を改善します。

(3) 教育効果を高める環境整備の徹底

【数値目標】 学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価80%以上

①「4S（整理、整頓、清潔、清掃）」の徹底

☞ 定期的な安全点検に基づく「4S（整理、整頓、清潔、清掃）」活動を推進します。

②東京都教育ビジョン（第4次）等に基づくデジタル技術を活用した教育の推進

☞ ICT活用の急速な進展に対応した取組を障害の実態に応じて推進し、児童・生徒が高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します。

③児童・生徒のロールモデルとなる教職員集団づくり

☞ 本校の教職員行動指針（最終頁資料参照）に基づき、児童・生徒に対する人的環境整備に努めます。

(4) 健康と安全に係る教育（支援）の充実

【数値目標】 学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価80%以上

①健康教育の充実

☞ 障害の実態に応じて、「自らの健康課題を自らが把握し解決する力」を育てるために、具体的な健康課題（感染症予防、歯と口の健康づくり、性教育、がん教育等）に関する取組を実施します。その際、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携します。

☞ 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づく子どもの自殺対策に資するために「SOSの出し方に関する教育」を実施します。その際、保健所等の関係機関と連携します。

☞ 豊かで活力ある生活をデザインすることができる力を育成するために、「TOKYO ACTIVE PLAN for students」：総合的な子供の基礎体力向上方策を参考にした体力向上に関する取組を実施します。

②安全教育・安全管理の充実

☞ 「危険を予測し回避する能力」を向上させるために、生活安全、交通安全、災害安全に関する取組を実施します。その際、警察署や消防署等の関係機関及び各家庭と連携します。

☞ 「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を向上させるために、生活安全、交通安全、災害安全に関する取組を実施します。その際、警察署や消防署等の関係機関及び各家庭と連携します。

☞ 学校保健安全法に基づき、児童・生徒の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検を実施し、問題がある場合には速やかに対処します。その際、東京都教育委員会と連携します。

(5) 本校の喫緊の課題解決

【数値目標】 学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価80%以上

①新型コロナウイルス感染症の発生や感染拡大のリスクを低減させるための対策

☞ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携し、校内外の感染症対策の徹底を図ります。

☞ 保健所等の関係機関との協働による組織活動体制を活用し、機動性のある対応を徹底します。

②「学校における働き方改革推進プラン」に基づく教職員のライフ・ワーク・バランスの推進

☞ 安全衛生委員会を活用し、労働安全衛生法の遵守に努めます。

☞ 産業医と連携し、東京都教育委員会の示すガイドラインを遵守するための環境整備を図ります。

③体罰の禁止・根絶やいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応に関する取組

☞ 体罰、各種ハラスメント防止のため、問題に即応できる窓口担当者を配置し、周知します。

☞ 児童・生徒向けアンケートを定期的実施し、問題の早期発見・早期対応に努めます。

以上

【資料】

令和5年度 東京都立府中けやきの森学園 教職員行動指針

—すべての児童・生徒のQOLの向上を目指して—

1 児童・生徒を一人格として尊重します。

- (1) 「児童・生徒の人権」を学校教育の課題としてではなく、その基盤として考えます。
- (2) 法令に反する行為や人権を侵害する行為の早期発見と問題解決に取り組みます。

2 専門性の高い教育を追及します。

- (1) 4S（整理、整頓、清潔、清掃）を徹底し、安全で衛生的な教育環境を整えます。
- (2) 外部専門家等との連携を図るとともに、絶えず創意工夫し質の高い授業づくりに努めます。

3 持続可能な社会の担い手である児童・生徒の自立・社会参加の実現に努めます。

- (1) 児童・生徒のロールモデルとなって、自立・社会参加に必要なことを学ぶように導きます。
- (2) 児童・生徒の自立・社会参加に必要な関係機関等との連携構築に努めます。

4 児童・生徒、保護者、地域社会等に信頼されるよう誠実に行動します。

- (1) 東京都教育委員会の定める服務に関するガイドラインに基づいて、自ら率先して行動します。
- (2) 地域社会の諸問題の解決に向け、防災活動、治安、交通安全対策活動等に協力します。